

不妊治療費助成制度

保険適用になっている不妊治療が対象となります。
 保険適用後の自己負担分と保険適用外の治療、検査などの自己負担分を助成します。



< 1 > 一般不妊治療費の助成(不妊検査～人工授精まで)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、法律上の夫婦である。 ● 申請日において夫婦のいずれかが赤平市に住民登録がある。 ● 医療保険に加入している。 ● 他の市町村で同一の治療に関して給付を受けていない。 ※すべてに該当する方が対象です。
助成額	治療に要した自己負担の合計額のうち、1年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)につき10万円まで。
助成期間	一般不妊治療を開始した年度から連続する5年度までが限度。ただし、妻が43歳となる年の年度末(3月31日)まで。
申請について	1年分をまとめて、原則3月末までに申請してください。ただし、2～3月の治療分を含む場合は、4月末まで申請を受け付けます。

< 2 > 生殖補助医療費の助成(体外受精、顕微授精)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、法律上の夫婦である。 ● 申請日において夫婦のいずれかが赤平市に住民登録がある。 ● 治療開始時点において、女性の年齢が満43歳未満である。 ● 医療保険に加入している。 ● 他の市町村で同一の治療に関して給付を受けていない。 ※すべてに該当する方が対象です。
助成額	高額療養費制度などの支給額を控除した後の自己負担額のうち、1回の治療につき30万円まで。
助成回数	初回の申請にかかる治療開始日時点の女性の年齢が、 40歳未満の場合……………6回まで 40歳以上43歳未満の場合…3回まで
申請について	治療が終了した日の翌日から60日以内、かつ原則3月末までに申請してください。ただし、2～3月に治療を終了した場合は、4月末まで申請を受け付けます。

※各助成事業の詳しい案内は、赤平市ホームページに掲載します。



←ホームページは
こちらから

出産・子育て応援給付金

妊娠から出産・子育てまでの様々なご相談に応じながら経済的な支援を行なうため、「赤平市出産・子育て応援給付金」の支給がはじまりました。所得制限はありません。




【給付額】 妊娠1回につき5万円
【対象者】
 申請時に赤平市に住民票があり、次の1～3すべてに該当する方
 ①令和5年2月6日以降に妊娠届出をしている
 ②妊娠届出時に保健師との面談を受けている
 ③他の市町村で出産応援給付金(ギフト)の支給を受けていない
▷申請書類
 ● 赤平市出産応援給付金申請書 (妊娠届出の面接終了後、お渡しします)
 ● 妊婦本人名義の通帳またはキャッシュカード (妊娠届出時にお持ちください)
 *妊娠届出には、マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。



【給付額】 児童1人につき5万円
【対象者】
 申請時に赤平市に住民票があり、次の1～3すべてに該当する方
 ①令和5年2月6日以降に生まれた子どもを養育している
 ②新生児訪問などで保健師との面談を受けている
 ③他の市町村で子育て応援給付金(ギフト)の支給を受けていない
▷申請書類
 ● 赤平市子育て応援給付金申請書 (新生児訪問でお渡しします)
 ● 申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

がん検診(集団検診)の申し込みが始まります!
4月10日(月)8時45分から受付開始
今月号の折り込みチラシをご覧ください。

◆受付開始初日は、電話が大変混み合い、つながりにくいことがあります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。 ホームページは 
 ◆市ホームページからも24時間申し込みができますので、ご利用ください。 [こちらから](#) →

元気がみつかる場所 「ほろカフェ」

誰もが気軽に参加できるコミュニティカフェです。美味しいコーヒーを飲みながら健康について楽しくお話しませんか。

日時 4月13日(木) 14:00～15:30
場所 あかびら市立病院 かあさん食堂「ぼらん亭」
テーマ 「脳トレクイズ&軽体操」

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。